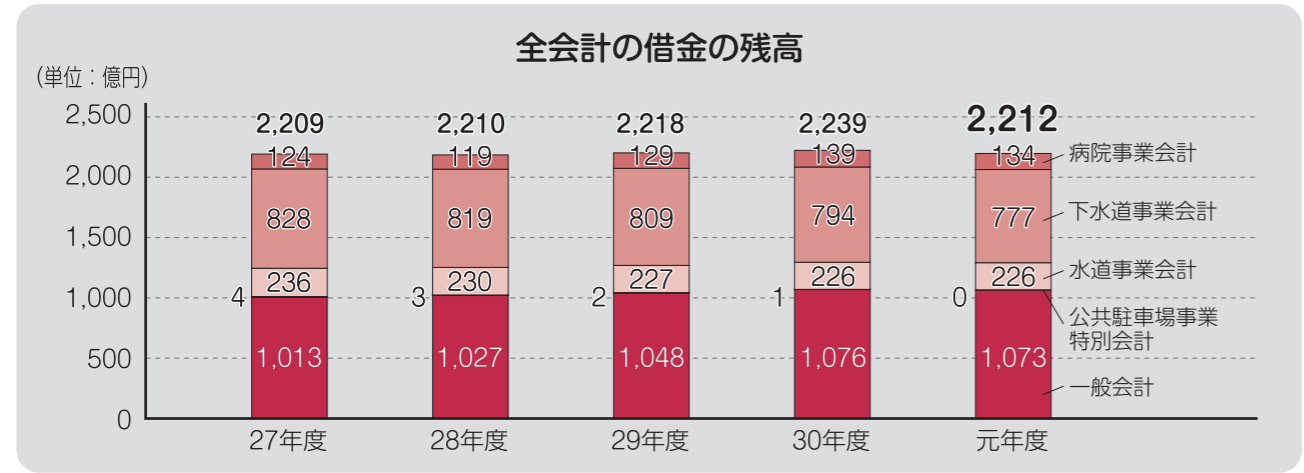


いちのみや 市債(借金)

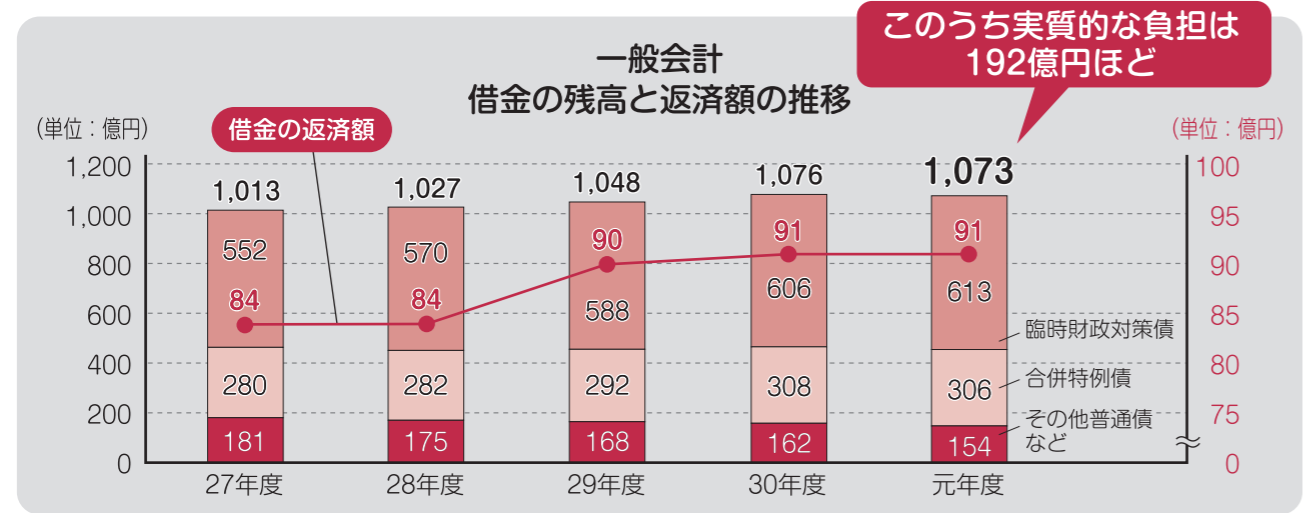
市では学校や道路、大型施設の整備には多くの経費が必要となるため、借金をして資金を調達しています。これを「市債」といいます。整備された施設は長い間利用されるものなので、借金することで、将来の世代で平等に負担することもできます。

借金は一般会計だけでなく病院や上下水道事業にもあります。次のグラフは全会計の借金の残高です。令和元年度は、ほとんどの会計で減少したため全体で2,212億円となりました。



次のグラフは一般会計の借金の残高です。令和元年度は残高が3億円減少しました。内訳を見てみると、臨時財政対策債(7ページ用語解説②)で7億円増加したものの、「その他普通債など」で8億円、合併特例債(用語解説③)で2億円減少しました。国から交付される地方交付税(用語解説①)が措置される部分を除くと、理論上一宮市の負担は全体の18%程度の192億円ほどと想定されます。

折れ線グラフは、借金の返済額で、元金と利子の総額です。近年90億円前後で推移していますが、臨時財政対策債の残高の増加の影響から、今後は増加していくことが見込まれます。



このうち実質的な負担は192億円ほど

毎年の収入(市税・地方交付税・使用料など)に対する借金の残高
借金の残高 ÷ 令和元年度経常収入 = **1.1年分** (平成30年度 1.1年分)

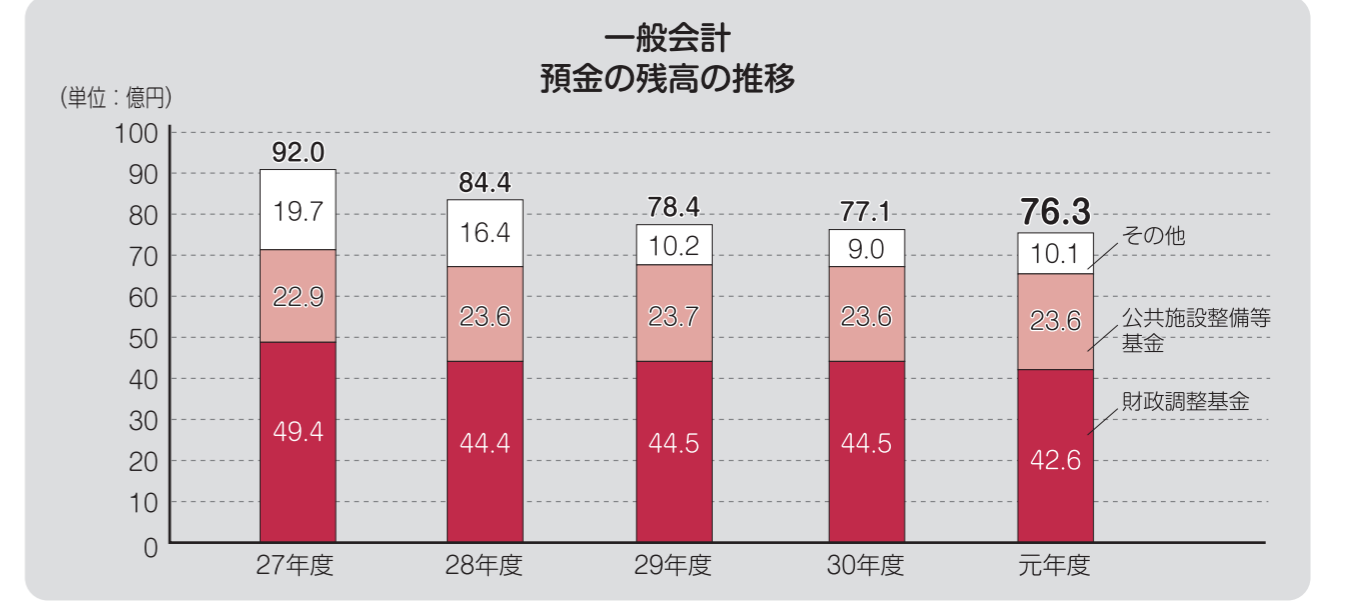
毎年の支出(人件費・維持補修費・委託料など)に占める借金の返済額の割合
借金の返済額 ÷ 令和元年度経常支出 = **9.6%** (平成30年度 9.8%)

	一宮市	同規模市 (用語解説④)
市民ひとりあたり借金の残高	27.9万円 (平成30年度 27.9万円)	28.8万円
市民ひとりあたり借金の返済額	2.4万円 (平成30年度 2.4万円)	2.8万円

同規模市27市のうち、少ないほうから14位

いちのみや 基金(預金)

市では特定の目的のために預金を積み立てたり引き出したりしています。これを「基金」といいます。次のグラフは一般会計の預金の残高です。財政調整基金は収入の不足を補ったり、災害など不測の事態に備えるために積み立てる基金です。令和元年度は財源不足を補うための取り崩しにより42.6億円に微減しました。新型コロナウイルス感染症により市民生活が大きく変化している中で、今後に備え、積み立てておく必要があります。



毎月の収入(市税・地方交付税・使用料など)に対する預金の残高
預金の残高 ÷ (令和元年度経常収入 ÷ 12か月) = **1.0か月分** (平成30年度 1.0か月分)
同規模市27市の中では26位

	一宮市	同規模市
市民ひとりあたり預金の残高	2.0万円 (平成30年度 2.0万円)	6.1万円

用語解説

① **地方交付税**
すべての地方公共団体が一定の行政サービス水準を維持できる財源を保障するために国税を一定の基準によって再配分する制度で、その大部分を占める普通交付税額は「基準財政需要額 - 基準財政収入額」で算出されます。
基準財政需要額…各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政サービスを維持するために必要な経費を一定の方法によって算定した額です。
基準財政収入額…各地方公共団体の収入を合理的に測定するため国が定めた方法によって算定した額です。

② **臨時財政対策債**
本来国から交付されるべき地方交付税の不足分を賄う市債です。元金と利子の返済額全てが後年度の普通交付税の算出基礎となる基準財政需要額に算入されます。

③ **合併特例債**
新市建設計画で示された事業に充てることのできる市債で、一宮市では計画の延長に伴い令和2年度まで活用できます。元金と利子の返済額の70%が後年度の交付税の算出基礎となる基準財政需要額に算入されます。

④ **同規模市**
同規模市は施行時特例市27市の平均としています。地方分権改革の推進を目的に、政令指定都市、中核市に次ぐ大都市制度として、平成12年4月に特例市の制度が創設され、一宮市は平成14年4月から特例市に指定されていました。その後、平成27年4月の地方自治法改正により特例市制度は廃止されましたが、施行時特例市として引き続き同様の事務権限を移譲されています。なお、一宮市は、市制施行100周年となる令和3年度に中核市へ移行します。